



みんながやさしい、みんなにやさしい  
ユニバーサル都市・福岡

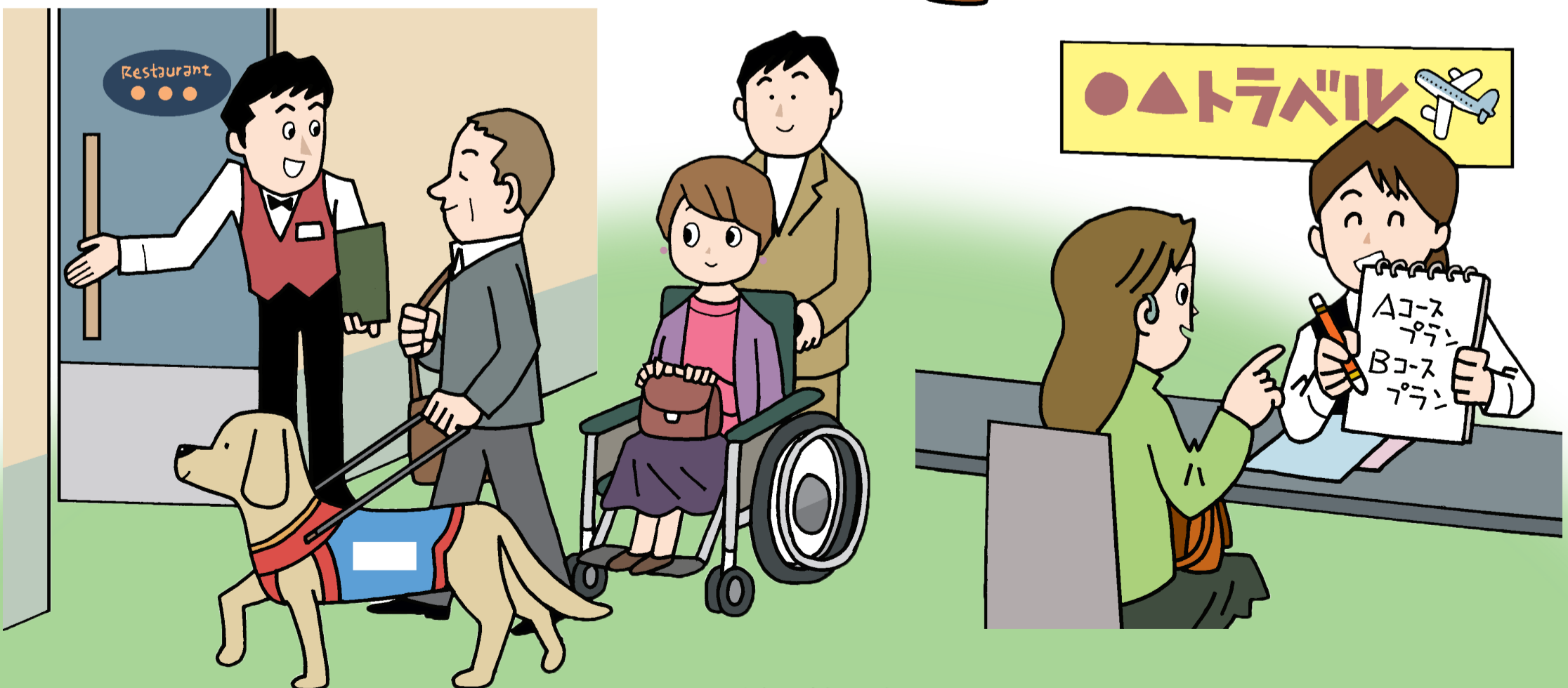
／すべての人にやさしい社会を目指して／

# 福岡市障がい者 差別解消条例

平成31年1月1日施行

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指しています。障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



福岡市

条例に関するお問い合わせ

福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話：092-711-4248 FAX：092-711-4818